

令和4年11月25日

PTA会員の皆様

稲沢東小学校PTA会長
大崎多恵子
稲沢東小学校長
渡辺孝雄

稲沢東小学校PTA規約の改正の表決について（お願い）

晩秋の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校のPTA活動や教育活動に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、11月24日のPTA全委員会において、稲沢東小学校PTA規約の改正を提案させていただき、協議の結果、了承されました。改正案の趣旨は、①副会長の性別を問わないため「母親代表」という名称を削除する。②成人委員会を廃止し、活動を実行委員会に統合する。③学級委員の数を減らす。ということです。

つきましては、右記にあります現在の規約と改正案（本校ホームページにも掲載してあります）をご覧ください、表決いただきますようお願い申し上げます。12月2日（金）までに、きりとりせん以下にご記入いただき各担任にご提出いただくか、下記のQRコードよりWEBでの回答をお願いいたします。集約ができましたら、PTA規約第11条「過半数の賛成をもって決す」に基づき、決議の結果を紙面にて報告させていただきます。

本来であれば、規約の改正は総会での議決案件ではありますが、来年度からの組織改編に向けての取組であることにご理解をいただきますようお願いいたします。



きりとり

PTA会長 様

稲沢東小学校PTA規約改正案 表決用紙

私は、稲沢東小学校PTA規約改正案の議案について、次のように表決します。

改正案	第5条について	(賛成	・	反対)
	第14条について	(賛成	・	反対)
	第15条について	(賛成	・	反対)
	第17条について	(賛成	・	反対)

(注) 賛成・反対のいずれかに○印をご記入願います。

令和4年 月 日

(長子) 年 組 児童名

保護者名

稲沢東小学校PTA規約 改正案【→ 改正理由】

現在	改正案																
<p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長 2名（うち、母親代表1名を含む） 会計 2名（うち、教職員1名を含む）</p>	<p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長 2名（うち、母親代表1名を含む） 会計 2名（うち、教職員1名を含む）</p> <p>→ 母親代表という名称を削除するため。</p>																
<p>第14条 常置委員会は、次の4つの委員会とし、任務及び構成は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化委員会 文化、広報に関する企画とその推進にあたる。（学級委員若干名） 成人教育委員会 会員の研修に関する企画とその推進にあたる。（学級委員若干名） 保健厚生委員会 保健、体育、厚生に関する企画とその推進にあたる。（学級委員若干名） 校外指導委員会 校外指導に関する企画とその推進にあたる。（地区委員） 文化、成人教育、保健厚生各委員は学級委員の互選により決定する。 常置委員会の各委員会に、教職員若干名を含める。 常置委員会の各委員会の委員長は、実行委員会の推薦により、会長が指名する。但し、校外指導委員長は除く。 	<p>第14条 常置委員会は、次の43つの委員会とし、任務及び構成は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化委員会 文化、広報に関する企画とその推進にあたる。（学級委員若干名） 成人教育委員会 会員の研修に関する企画とその推進にあたる。（学級委員若干名） 23保健厚生委員会 保健、体育、厚生に関する企画とその推進にあたる。（学級委員若干名） 43校外指導委員会 校外指導に関する企画とその推進にあたる（地区委員） 54文化、成人教育、保健厚生各委員は、学級委員の互選により決定する。 65常置委員会の各委員会に、教職員若干名を含める。 76常置委員会の各委員会の委員長は、実行委員会の推薦により、会長が指名する。但し、校外指導委員長は除く。 <p>→ 成人教育委員会を廃止し、活動を実行委員会と統合するため。</p>																
<p>第15条 役員選考委員会は、次の者で構成し役員を選考する。</p> <table border="0"> <tr><td>1 役員</td><td>4名</td></tr> <tr><td>2 常置委員会の各委員長</td><td>4名</td></tr> <tr><td>3 教職員</td><td>2名</td></tr> <tr><td>4 校外指導委員（地区委員）</td><td>随時</td></tr> </table>	1 役員	4名	2 常置委員会の各委員長	4名	3 教職員	2名	4 校外指導委員（地区委員）	随時	<p>第15条 役員選考委員会は、次の者で構成し、役員を選考する。</p> <table border="0"> <tr><td>1 役員</td><td>4名</td></tr> <tr><td>2 常置委員会の各委員長</td><td>43名</td></tr> <tr><td>3 教職員</td><td>2名</td></tr> <tr><td>4 校外指導委員（地区委員）</td><td>随時</td></tr> </table> <p>→ 成人教育委員会を廃止するため。</p>	1 役員	4名	2 常置委員会の各委員長	4 3 名	3 教職員	2名	4 校外指導委員（地区委員）	随時
1 役員	4名																
2 常置委員会の各委員長	4名																
3 教職員	2名																
4 校外指導委員（地区委員）	随時																
1 役員	4名																
2 常置委員会の各委員長	4 3 名																
3 教職員	2名																
4 校外指導委員（地区委員）	随時																
<p>第17条 校外指導委員（地区委員）、学級委員は、関係会員で構成し、本会の目的達成に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 校外指導委員（地区委員）、学級委員は、毎年互選により選出する。委員の数は、地区1名、学級2名とする。 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。 	<p>第17条 校外指導委員（地区委員）、学級委員は関係会員で構成し、本会の目的達成に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 校外指導委員（地区委員）、学級委員は毎年互選により選出する。委員の数は、地区1名、学級21名とする。 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。 <p>→ 学級委員の数を減らすため。</p>																